

1 計画の目的及び背景

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理することを目的とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、東京都は地域事情を勘案して、「第14次鳥獣保護管理事業計画」を策定する。

2 計画期間

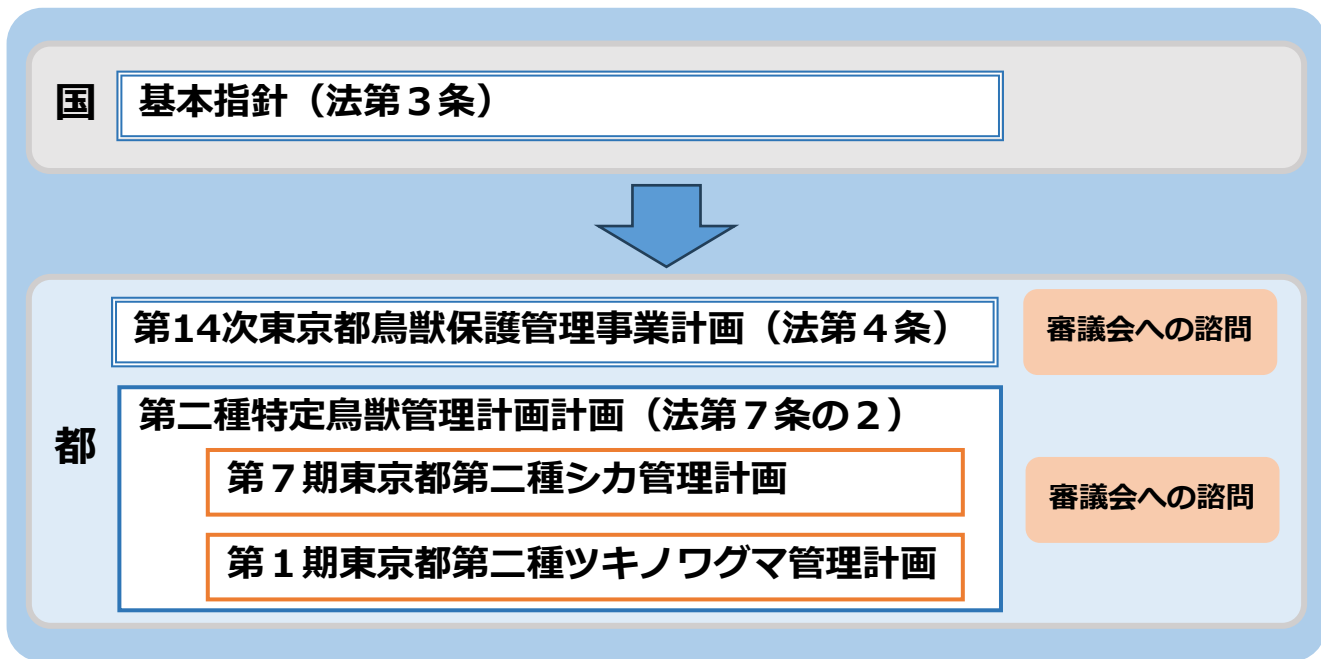
令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

3 対象地域

都内全域（島しょ地域含む）

4 現 状

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画は、**令和9年3月31日**に計画期間満了
国の基本指針は、令和8年9月に公表予定



5 主な事項

(1) 基本指針の記載に合わせた事業計画の記載内容の変更

(2) 都の現況に応じ検討した主な事項

	事 項	内 容
1	鳥獣保護区、 特別保護地区及び休猟区	・ 鳥獣保護区 ： 8 か所更新（全39か所） ・ 特別保護地区： 1 か所更新（全 8 か所）
2	捕獲等及び鳥類の卵 の採取等の許可	・ 環境省第 5 次レッドリストへのウミネコ掲載（絶滅危惧Ⅱ類（VU）） →生活環境被害の状況から対策を継続 ・ ツキノワグマの狩猟禁止の限定的な解除 →分布域が拡大し一定の個体数も確認されたことから、狩猟禁止を限定的に解除
3	特定猟具使用禁止区域、 特定猟具使用制限区域及び猟区	・ 特定猟具使用禁止区域： 9 か所（全16か所） ・ 特定猟具使用制限区域及び猟区： 指定箇所なく新規も予定無し
4	特定計画の作成	・ 第 7 期東京都第二種シカ管理計画を策定（改定） ・ 第 1 期東京都第二種ツキノワグマ管理計画を策定（新規） →対策強化のため、さらなる計画的な取組が必要と判断し、新規に策定 ・ ニホンザル及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の策定を検討

5 主な事項

	事項	内 容
5	鳥獣の生息の状況の調査	・ 新たな技術の研究開発・普及（ドローンやAI活用、大学連携等） ドローンで発見したシカ 
6	鳥獣保護管理事業の実施体制	・ 狩猟者の担い手育成（講習会の開催等） わな講習  射撃練習 
7	その他	・ 大型獣類の市街地出没への対応 →緊急銃猟制度の創設に合わせてハンター派遣や訓練等を実施

6 計画策定スケジュール

年度	令和7年度			令和8年度												令和9年度以降
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～
東京都鳥獣保護管理事業計画	第13次事業計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日															第14次事業計画 令和9年4月1日～令和14年3月31日まで
環境省基本指針						パブコメ			告示							
中央環境審議会 自然環境部会			① 諮問					② 答申								
鳥獣保護管理 小委員会				① 方針検討	② パブコメ案		③ 答申案									
東京都 14次事業計画 (クマ管理計画の検討を含む)						6月25日 諮問 (書面)				パブコメ					告示	
自然環境保全審議会									① 9月1日					② 答申		
鳥獣部会							① 7月7日	② 8月18日					③			
シカ管理計画検討会							① 7月24日					②				
シカ専門部会						① 6月2日					②				③	